

---

---

# 第1章 総則

---

---

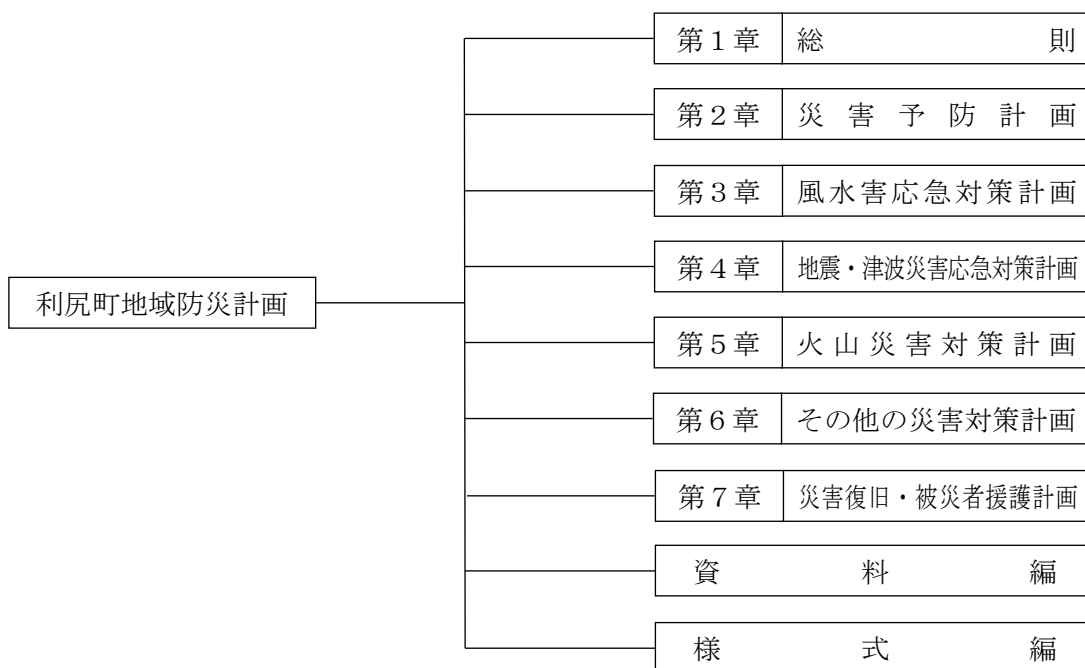
## 第1節 計画の目的、構成及び効果的推進等

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、利尻町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

この際、新型コロナウイルス等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

### 2 計画の構成



### 3 計画推進に当たっての基本となる事項

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 防災対策は、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町、道、防災関係機関及び住民の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- (3) **災害時**は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「**自らの命は自らが守る**」という意識の徹底や、**地域の災害リスク**ととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、**行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の**

伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

#### 4 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 基本法       | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）   |
| (2) 救助法       | 災害救助法（昭和22年法律第118号）   |
| (3) 町防災会議     | 利尻町防災会議   |
| (4) 本部(長)     | 利尻町災害対策本部（長）  |
| (5) 現地本部(長)   | 利尻町現地災害対策本部（長）  |
| (6) 町計画       | 利尻町地域防災計画   |
| (7) 防災関係機関    | 利尻町防災会議設置条例第3条第5項に定める委員の属する機関等  |
| (8) 災害        | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害   |
| (9) 要配慮者      | 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者   |
| (10) 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |
| (11) 複合災害     | 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象                     |

#### 5 計画の修正

- (1) 町計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を町防災会議に提出する。
- (2) 修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。
- ア 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- イ 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- ウ 新たな計画を必要とするとき。
- エ 防災基本計画の修正が行われたとき。
- オ その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

- (3) 軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）については、北海道知事との協議を要せず、町防災会議で決定した修正結果を北海道知事に報告するものとする。

## 6 計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、町の職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として、本計画の内容について周知徹底を図る。

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共団体及びその他防災上重要な施設において、その施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務は、次のとおりである。

### 1 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
稚内開発建設部 稚内港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾建設の安全及び防災対策に関すること。</li> <li>2 災害時における港湾機能の確保及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
北海道農政事務所 旭川地域センター 稚内支所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。</li> <li>2 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</li> </ol>
宗谷森林管理署 利尻森林事務所 鴛泊治山事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所轄国有林等につき、保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。</li> <li>2 所轄国有林等の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。</li> <li>3 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。</li> <li>4 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。</li> </ol>
稚内海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象等警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。</li> <li>2 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去を行うこと。</li> <li>3 災害時において罹災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。</li> <li>4 海上における人命の救助を行うこと。</li> <li>5 海上における船舶交通の安全の確保を図ること。</li> <li>6 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと。</li> </ol>
稚内地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</li> </ol>

北海道運輸局 旭川運輸支局稚内庁舎	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。</li> <li>2 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。</li> </ol>
東京航空局 稚内空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。</li> <li>2 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。</li> <li>3 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。</li> </ol>
北海道地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。</li> <li>2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。</li> <li>3 災害復旧・復興に当たって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関すること。</li> </ol>
北海道総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。</li> <li>2 非常通信協議会の運営に関すること。</li> </ol>

## 2 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 名寄駐屯地 (第3即応機動連隊)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防責任者の行う防災訓練の必要に応じ、部隊等の協力に関すること。</li> <li>2 災害派遣要請者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。</li> <li>3 災害派遣による救援活動に関すること。</li> </ol>

## 3 北海道

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宗谷総合振興局 (地域政策課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宗谷総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務運営・企画に関すること。</li> <li>2 防災に関する組織の整備及びその他災害予防措置に関すること。</li> <li>3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。</li> <li>4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施の支援、総合調整に関すること。</li> <li>5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> </ol>
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 利尻出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防技術の指導に関すること。</li> <li>2 災害時における、関係河川の雨量の情報の収集及び取りまとめに関すること。</li> </ol>

	<p>3 災害時における、関係公共土木被害調査、災害応急対策及び復旧対策の実施に関する事。</p> <p>4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関する事。</p>
<p>宗谷総合振興局 保健環境部 利尻地域保健支所</p>	<p>1 医療施設・衛生施設等の被害報告に関する事。</p> <p>2 災害時における医療救援活動の推進に関する事。</p> <p>3 災害時における防疫活動の指示等に関する事。</p> <p>4 災害時における給水、清掃等環境衛生保持及び食品衛生の保持等の支援に関する事。</p> <p>5 災害時における被災者の保健衛生に関する事。</p> <p>6 医療、防疫及び薬剤の確保及び供給の調整に関する事。</p> <p>7 救助法の適用に関する事。</p>
<p>稚内警察署 (沓形駐在所) (仙法志駐在所)</p>	<p>1 災害時における、住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。</p> <p>2 災害情報の収集に関する事。</p> <p>3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。</p> <p>4 犯罪の予防、取締り等に関する事。</p> <p>5 危険物に対する保安対策に関する事。</p> <p>6 広報活動に関する事。</p> <p>7 自治体等の行う防災業務の協力に関する事。</p>

4 利尻町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>利尻町役場 仙法志支所</p>	<p>1 町防災会議に関する事務に関する事。</p> <p>2 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事。</p> <p>3 防災組織の整備、資材の確保、その他の災害予防に関する事。</p> <p>4 災害時における給水、防疫、食料供給等災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。</p> <p>5 気象予警報等の住民への伝達に関する事。</p> <p>6 自主防災組織の充実を図ること。</p> <p>7 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。</p> <p>8 防災訓練に関する事。</p> <p>9 防災思想の普及に関する事及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。</p> <p>10 町内における災害情報、被害状況の収集報告に関する事。</p>
<p>利尻島国保中央病院</p>	<p>1 災害時における緊急医療、助産に関する事。</p> <p>2 被災時の病人等の収容、保護に関する事。</p> <p>3 災害時における医療防疫対策に関する事。</p>

利尻町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。</li> <li>2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>3 教育施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。</li> </ol>
----------	--

## 5 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
利尻礼文消防事務組合 消防本部 (利尻礼文消防事務組合消防署) (利尻町消防団)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関すること。</li> <li>2 利尻町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関すること。</li> <li>3 火災警報等の住民への周知に関すること。</li> <li>4 住民の避難誘導と人命救助に関すること。</li> <li>5 緊急時における病人、負傷者及び急患の輸送に関すること。</li> <li>6 被災地の警戒体制に関すること。</li> <li>7 水防活動に関すること。</li> </ol>

## 6 廃棄物等処理施設

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
利尻郡清掃施設組合 (ごみ焼却処理場)	災害時における、ごみ及びし尿の処理に関すること。

## 7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)北海道支社 利尻くつがた郵便局	<p>災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における窓口業務の確保に関すること。</li> <li>2 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。</li> </ol>
東日本電信電話株式会社北海道事業部	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限の実施及び重要通信の確保に関すること。
株式会社N T T ドコモ北海道支社旭川支店	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDD I 株式会社北海道総支社	
ソフトバンク株式会社	



日本赤十字社北海道支部利尻分区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における緊急医療、助産及びその他救助・救護に関すること。</li> <li>2 災害時における医療防疫対策の協力に関すること。</li> <li>3 災害義援金の受け取りに関すること。</li> </ol>
日本放送協会札幌放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に係る知識の普及に関すること。</li> <li>2 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。</li> </ol>
日本通運株式会社稚内支店	災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社稚内営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管電力供給施設の防災管理対策に関すること。</li> <li>2 災害時における円滑な電力確保に関すること。</li> <li>3 所管電力施設の災害復旧に関すること。</li> </ol>

8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に係る知識の普及に関すること。</li> <li>2 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。</li> </ol>
一般社団法人宗谷医師会	災害時における救急医療に関すること。
一般社団法人稚内歯科医師会	災害時における歯科医療に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設管理団体等

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北宗谷農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物の災害応急対策、指導に関すること。</li> <li>2 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。</li> <li>3 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること。</li> <li>4 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>5 農作物の需給調整に関すること。</li> <li>6 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</li> </ol>

空港運営権者	災害時における航空輸送の確保を行うこと。
利尻漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。</li> <li>2 漁業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること。</li> <li>3 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</li> </ol>
北海道海難防止・水難救済センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 沿岸海域における海難救助に関すること。</li> <li>2 港湾等防災対策の協力に関すること。</li> </ol>
利尻町商工会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災商工業者に対する融資及び斡旋に関すること。</li> <li>2 災害時における商工業者の経営指導及び復旧資金の導入に関すること。</li> <li>3 災害時における物価安定の協力に関すること。</li> <li>4 災害時における非常食、救援物資、復旧資材の確保に係る協力体制に関すること。</li> </ol>
稚内市森林組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。</li> <li>2 町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策の協力体制に関すること。</li> </ol>
稚内信用金庫 (利尻支店)	被災事業者に対する資金融資に関すること。
稚内建設協会	災害時における障害物除去及び応急対策等の協力に関すること。
各住民団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における炊き出し等の支援に関すること。</li> <li>2 町が行う被災者に対する救援活動の協力体制に関すること。</li> </ol>
一般運送業者	災害時における救援物資の緊急輸送等につき、関係機関の支援に関すること。
危険物関係施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設内の災害予防及び危険物の保安に関すること。</li> <li>2 災害時における被害状況調査及び報告に関すること。</li> </ol>
自治会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における住民連携及び報告に関すること。</li> <li>2 災害時における住民相互の奉仕協力に関すること。</li> <li>3 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。</li> </ol>

## 第3節 住民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開する。

### 1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

#### (1) 平常時の備え

ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、**女性用品**、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ 隣近所との相互協力関係のかん養

エ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握

オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ 自治会における要配慮者への配慮

キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

#### (2) 災害時の対策

ア 地域における被災状況の把握

イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

ウ 初期消火活動等の応急対策

エ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

オ 町、道・防災関係機関の活動への協力

カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

## 2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

(1) 平常時の備え

ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用

イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進

ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

オ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

ア 事業所の被災状況の把握

イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ 施設利用者の避難誘導

エ 従業員及び施設利用者の救助

オ 初期消火活動等の応急対策

カ 事業の継続又は早期再開・復旧

キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

## 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。

- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図れるよう努める。
- (5) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

## 第4節 利尻町の地勢と災害記録

### 1 位置及び地勢

利尻町は、北海道の西北端、稚内港より海上65km隔てた利尻島の西南部に位置し、東北に秀麗利尻山（1,721m）を背負い、利尻富士町と接している。町の西方に茫洋たる日本海を臨み、西北西には姉妹島である礼文島が指呼の間に横たわっている。

位 置	北 緯	45° 10′	東 経	141° 11′
面 積	利尻島	182.14km <sup>2</sup>	利尻町	76.51km <sup>2</sup>
周 囲	東 西	21.5km <sup>2</sup>	南 北	11.8km <sup>2</sup>

地勢は、海岸から海拔300m～400mまでは緩傾斜であるがそれより山頂までは急峻である。

地質は、第四紀の初期に火山活動により生成され、熔岩流（安山岩、玄武岩）や扇状地堆積物（礫、砂、シルト、及び粘土）からなり、地味は概して肥沃とはいえない。

#### 土地利用の状況

地 目	畑	宅 地	山 林	牧 場	原 野	雑種地	その他	合 計
面積 (km <sup>2</sup> )	2.14	0.57	24.47	0.01	10.46	1.06	37.81	76.51
構成 (%)	2.8	0.7	31.9	0	13.8	1.4	49.4	100

（資料：第127回（令和2年）北海道統計書）

### 2 気 候

利尻町は、北海道の最西北端に位置し、対馬暖流が日本海を北上しており、寒暖の差は少なく冬は道内内陸部に比較して温暖であり、氷点下15℃を下回することは少ない。

夏は概して涼しく、最高気温が30℃を超えることは少ない。

本道では夏季の最高気温と冬季の最低気温の気温差が60℃以上の地域もあることを考えると気候的に恵まれているが、季節風が他地域に比べると強い。

積雪は、11月下旬から始まり、積雪量は道北内陸部に比べると少ないが、風が強く、しばしば吹雪に見舞われる。

また、融雪期は3月下旬である。

#### 杓形地域気象観測所の平年値（1981年～2010年）

降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
923.6	7.1	10.1	4.0	3.9	1445.0

（資料：気象庁）

### 3 人 口

利尻町の人口は、令和 3年11月30日時点で1,934人で、世帯数は1,037世帯、1世帯当たり人口は1.86人となっている。また、年齢別人口構成は、年少人口割合が9.10%、生産年齢人口割合が50.10%、高齢者人口割合が40.85%となっており、人口減少と少子高齢化の傾向が続いている。

### 4 災害記録

主な災害記録については、資料12-1 参照のこと。

## 第5節 地震・津波被害想定

### 1 利尻町周辺における地震、津波の発生状況

宗谷地方は、北海道の中でも地震の少ない地域である。

北海道日本海側沿岸に影響を及ぼした過去の地震津波・災害を見ると、1940年（昭和25年）の観測開始以来、主だった津波は5回程度で、震害はほとんどなかった。最近では、1993年（平成5年）7月12日に発生した「北海道南西沖地震」で、沓形港で80cmの津波を観測した。

### 2 本町に影響を及ぼすおそれのある活断層

文部科学省の地震調査研究推進本部地震調査委員会の公表結果によると、現時点で町域に影響を及ぼすと考えられる断層は、サロベツ断層帯と問寒別断層帯である。

サロベツ断層帯は、天塩郡豊富町から同郡天塩町に至る活断層帯で、全体の長さは約44km、おおむね北北西－南南東方向に延びている。本断層帯については、最新活動時期を特定できていないため、将来における地震発生の可能性について十分な検討ができない段階にあり、国においても、過去の活動履歴に結びつく資料の蓄積に努めているところである。このため、今後、新たな知見があった場合には、必要に応じて、地震被害想定を見直すこととする。サロベツ断層帯の長期評価の概要については、次表のとおりであるが、この断層を震源とする地震が発生した場合、本町においても、場所によっては震度5強程度の揺れが想定されている。

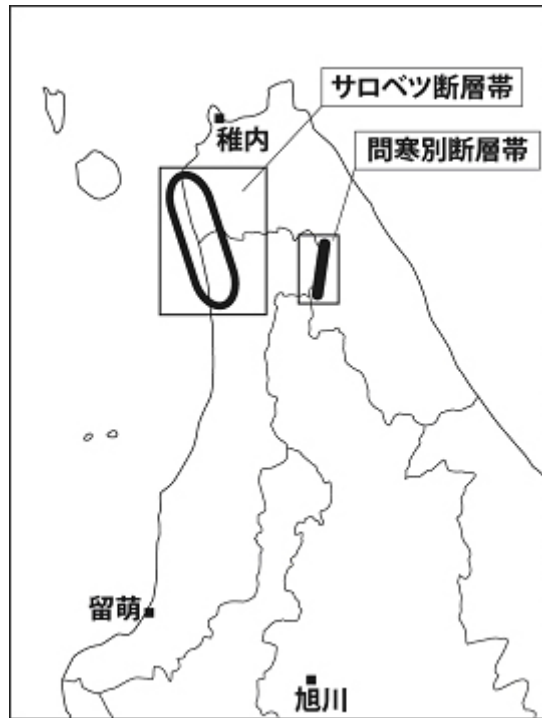
また、問寒別断層帯の評価については、現時点（2020年1月1日）ではなされていないため不明である。

断 層 帯 名	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地 震 発 生 確 率			我が国の主な活 断層における相 対的評価
		30年以内	50年以内	100年以内	
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	我が国の主な活 断層の中では高 いグループに属 する

※ 国の地震調査委員会(文部科学省)が発表した、我が国の主な活断層における相対的評価は、「S」ランク(令和4年1月)



断層帯の概略位置図



### 3 利尻町における地震・津波の想定

#### (1) 基本的な考え方

北海道地域防災計画の「北海道における想定地震津波」に沿った考え方となる。

北海道は、1993年の北海道南西沖地震や2003年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

2011年3月11日に発生した2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいくものとする。

利尻町は、北海道が示した日本海沿岸の地震による津波想定に準じた考え方を基本としている。

#### (2) 地震・津波の想定

北海道は、日本海沿岸の地震において影響の大きいと考えられる6つの想定地震を基にしたモデルを北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）で示している。

6つの想定地震のうち、利尻町に被害が及ぶと想定される地震は、北海道北西沖の沿岸側と沖側の2つの地震である。

北海道が想定している影響は次のとおりである。

##### ① 北海道北西沖（沿岸側）の地震

稚内市～初山別村及び積丹町、利尻町の海岸で津波水位が5mを超える場所もある。礼文

島、利尻島、天売島、焼尻島は波源域に位置することから、地震発生直後津波が到達する。羽幌町以北でも地震発生後20分以内に初期水位から1 m以上の水位上昇が生じる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には80～290人、構造物の効果がない場合には110人～340人の死者が発生し、特に稚内市、羽幌町で被害が大きい。建物被害は、全体で700棟弱～800棟強の全壊が生じ、特に稚内市では400棟弱～450棟強の全壊被害が発生する。

## ② 北海道北西沖（沖側）の地震

礼文島の西海岸で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が礼文島全海岸、利尻島、増毛町で5 mを超え、石狩市以北で3 m以上になる。1 m以上の水位上昇が生じる時間は、最も早い礼文島で30分前後となる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には60～220人、構造物の効果がない場合には90～270人の死者が発生し、特に石狩市、小樽市、礼文町で被害が大きい。建物被害は、構造物の効果がある場合には900棟強の全壊が発生し、特に礼文町では400棟を超える全壊が発生する。構造物の効果がない場合では、稚内市で300棟強の全壊が発生し、全体では1,300棟強の全壊が発生する。